

10月1日からの変更点

<p>危険手当の補助上限額の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none">令和5年10月1日以降に支給された割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る危険手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
<p>施設内療養費の補助単価及び追加補助の要件見直し</p>	<ul style="list-style-type: none">令和5年10月1日以降の、通常の補助及び追加補助の補助単価について、それぞれ1人あたり1万円/日⇒5,000円/日とする。令和5年10月1日以降において、追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設（定員30人以上）は5人以上⇒10人以上、小規模施設（定員29人以下）は2人以上⇒4人以上とする。